

秋田県観光土産品製造・卸協議会 会則

令和2年7月21日

1. 会の名称
秋田県観光土産品製造・卸協議会とする。
2. 会の目的
観光土産品、特産品、菓子のメーカー並びに卸会社との共同組織を作り、業界の発展のために情報交換、行政への提案。陳情を行う事を目的とする。
3. 会員資格
秋田県内に本社を有する、土産品、特産品、菓子の製造をする会社並びにその卸会社。
4. 会の事務局の所在地
㈱秋田まると市場事務所内とする。
5. 会費
年会費 5,000 円とする。
6. 事業年度
4月1日から翌年3月31日を1年の年度とする。
7. 役員
会長1名 副会長1名 理事数名 監事1名とする。
役員の任期は2年とする。
役員は総会において議決数（委任状を含む）の2分の1以上で決する。
8. 総会
総会は通常総会（6月）と臨時総会の2種とし、以下の事項を議決する。
 - ① 会則の変更
 - ② 事業計画、予算
 - ③ 事業報告、決算
 - ④ 役員の選任または解任
 - ⑤ 会費の額総会は議決数の2分の1の出席（委任状出席含む）で成立し、出席議決数の2分の1で決する。
9. 理事会
会長の招集により必要に応じて随時開催する。

以上